

シンポジウム「再審と死刑を考える—飯塚事件から—」報告

再審法改正実現本部 委員 國府田 豊 (73期)

1 はじめに

2025年6月14日にクレオで開催されたシンポジウム「再審と死刑を考える—飯塚事件から—」について報告する。当日は雨模様のなか、会場には105名もの参加者が集まり、再審法改正に向けた熱気に満ち溢れていた。第1部では、飯塚事件を題材とした映画「正義の行方」が上映され、第2部に飯塚事件弁護団共同代表である徳田靖之弁護士（大分県弁護士会）と、同作の映画監督である木寺一孝氏による対談が行われた。

2 飯塚事件の概要

飯塚事件は、1992年、福岡県飯塚市で小学1年生の女児2名が連れ去られ、遺体で発見された事件である。捜査の結果、久間三千年氏が逮捕・起訴され、2006年に死刑が確定した。久間氏は死刑執行の直前まで無実を訴え続けたが、2008年に死刑が執行された。死後、再審請求がなされ、DNA型鑑定の問題点などが争点とされたが、現在まで再審開始は認められていない。

3 「正義の行方」が照らし出す再審制度の限界

映画「正義の行方」は、飯塚事件に関わる多様な当事者の証言を通じて、事件の全体像とその後を丹念にたどるドキュメンタリーである。映画は、直接的なナレーションや解説を排し、関係者の語りだけで構成される。だからこそひとつひとつの生の声が強く響いた。

本作は、久間氏が生前に発した「私はやっていません」という声を起点に、弁護団、捜査機関、報道関係者など、それぞれの立場から事件をどう見つめてきたのかが静かに描かれていく。裁判所が不当な判断を下し続ける一方で、弁護団は新たな証拠や科学的矛盾を提示し続ける。だが、

その努力は制度の厚い壁に跳ね返される。映画はこの現実を「批判」するのではなく、「証言」として積み重ねていく。

とりわけ胸に迫ったのは、弁護人が語った「再審の準備が遅れた」「我々が久間さんを殺してしまった」という言葉である。これは単なる後悔ではなく、死刑制度のもとで再審が許されにくい現実、そして司法手続の遅延が命に直結するという深刻な構造を鋭く突いている。

映画は直接的に制度改革を訴えるわけではない。しかし「語られた声」そのものが、再審制度が抱える課題を静かに、そして深く浮かび上がらせている。私にはこの映画が、一種の「事件の証言集」として、制度改革に向けた議論の出発点を提供しているように感じられた。

映画「正義の行方」は、司法が過去に犯した可能性のある過ちについて、どのように社会全体で向き合っていくかを静かに問いかけている。

映画を観終えた後、制度そのものの正当性が改めて問われるような感覚が残った。司法の確定判決という「終わり」は、決して真実追求の「終わり」ではないことを、本作は静かに、しかし確かに伝えている。

4 これからの再審制度

私自身、再審弁護に関わる中で、科学的証拠の再検討や証拠開示の壁に直面してきた。そうした経験を通じて、再審制度の改革が必要不可欠であると強く思う。再審請求における証拠開示の保障、判断基準の明確化、そして死刑事件における特別な手続保障。これらを整備することこそが、「正義」を名乗る法制度に課せられた責務ではないか。飯塚事件の教訓を、制度の変革へとつなげる。それが、我々弁護士の役割であると信じている。